

防衛省に対する質問事項

2020年10月30日

< 1. 施設整備について >

- ① 施設イメージではなく、示されている施設について目的や規模など詳細説明を求め。
- ② PAC-3 機動展開訓練とあるが、PAC-3 の配備は想定されているか。
- ③ 自衛隊及びその家族の宿舎の位置、通勤定期船の種子島の港とは。
- ④ 火薬庫に保管されるのは何か。
- ⑤ 島の南西部など、できる限り自然環境を維持したいとあるが、島の何%か。そこでマゲシカなど固有生物の生存は可能と考えるか。
- ⑥ 海上ボーリング調査はどの法律により実施されるか。
- ⑦ 滑走路の使用率は主滑走路が48%、横風用が2%とのことだが、残りの50%の内容について説明を求め。(風向きに関係なく使うということか。)
- ⑧ FCLPは1800mでも問題なく実施可能か。
- ⑨ 「馬毛島は種子島まで約10km離れているため、地域に与える騒音等の影響を限定できるため、広範な訓練を実施する可能性がある」とあるが、影響を限定できるとする具体的指標等があるか。
- ⑩ 全国に現存する自衛隊施設で、馬毛島基地計画に匹敵する総合的な訓練・活動施設は他にあるか。あれば明示を求め。
- ⑪ 災害時の整備補給支援施設は、これまで災害発生した場所との利便性を考慮して設置されてきたが、馬毛島拠点の施設概要と利用度とは。
- ⑫ 補給艦や輸送艦等が寄港する目的、及び利用頻度、港湾規模とは。また港湾設置および維持補修等の管理者はだれか。通勤用民間船舶の航路と使用船舶の規模は。米軍が港湾を利用する可能性はあるか。この港湾計画に米軍からの意見が出されているのか。
- ⑬ 民間空港と軍事用空港の建設上の相違点があるか。また、防衛省と米軍の仕様基準は異なるか。
- ⑭ 馬毛島に米軍関係者用宿泊施設を建設するか。
- ⑮ 馬毛島基地(仮)の総建設費用の額(現時点での予想額)とは。

< 2. 交付金・補償金について >

- ① 再編交付金の額は、地元自治体の理解と協力がなければ、見込み額を示すことはないのか。

- ② 漁業補償の算定方法、支払い対象や支払い方法などは。
- ③ 海上ボーリング調査に対する漁業補償とは。
- ④ 総務省所管の地域交付金と調整交付金の説明がないのはなぜか。
- ⑤ 交付金が10億円との市民の声がある。交付金算出が現段階で可能か。

< 3. 訓練内容について >

- ① 航空自衛隊の連続離着陸訓練の年間回数、時間帯は。この飛行経路は米軍と同様か。
- ② 説明書記述の「実施の可能性」として示されている訓練はすべて実施されると受け止めるべきか。
- ③ 馬毛島における陸海空自衛隊が実施する可能性のある主な訓練について、訓練目的、具体的内容、訓練場所、どこの部隊が主に訓練するのか、それぞれ詳細説明を求める。
- ④ 夜間飛行訓練（NLP）の実施回数や時期とは。
- ⑤ F35など他の連続離着陸訓練の予想飛行経路や運用実績のある基地での騒音コンターの明示を求める。
- ⑥ F35Bの垂直離着陸の際の騒音。特に最高値とその区域の明示を求める。
- ⑦ V-22 オスプレイについて、これまでの事故件数や内容、場所についての説明を求める。
- ⑧ オスプレイの低周波被害についてどう把握しているのか。
- ⑨ 海上での各種訓練について、自治体、漁協、航路運輸業者など関連機関との調整はどのように行われるか。
- ⑩ 海上での各種訓練に対する、漁業被害や各種船舶の航行への影響について、また苦情を含めどのように想定しているのか。
- ⑪ 水陸両用訓練について、自治体や漁協から許可を得た区域とは。また許可手続きについての説明を求める。
- ⑫ PAC-3 機動展開訓練について、自治体から許可を得た場所とはどこか。
- ⑬ 厚木基地でのFCLP騒音苦情について、防衛省の把握件数と周辺自治体の把握件数では大きく異なるのはなぜか。
- ⑭ 不整地着陸訓練とは何か。どこの訓練場で行われているのか。
- ⑮ すべての訓練の中で、地元関係自治体からの許可が必要とされるものがあるか。
- ⑯ 種子島上空を飛行する場合の、最接近の飛行高度はどの程度に設定されるか。
- ⑰ 沖縄で実施中の訓練が馬毛島に移転する可能性はあるか。

< 4. 米軍について >

- ① 米空母艦載機60機の待機予定区域がないのは、60機の断続的訓練となるか。その訓練に要する時間の長さは。
- ② 岩国基地から飛来する米軍艦載機の飛行ルートは想定されているか。飛行ルー

トにあたる地域へ説明するのか。

- ③ 米軍艦載機の種類を、その性能（電磁波等）とエンジンの大きさ別で説明を求める。
- ④ 米軍FCLPのマニュアルによると、平均速度450km/h 分速7.5km、示された飛行経路上を複数機が数分間隔でタッチアンドゴーを行うことは理論上も不可能。待機する戦闘機の訓練空域の明示を求める。
- ⑤ 米軍FCLPの準備期間中に事前訓練も実施されるのか。
- ⑥ 米軍FCLP訓練による日本国内の騒音被害について、その具体的な補償内容は、補償の根拠法令は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律か。また、準拠法令の該当条項は何か。補償金はだれが請け負うのか。過去の補償事例、住民や事業者農業者を含む対象者や金額、算出根拠の説明を求める。
- ⑦ 米軍FCLP訓練によって生じた落下物による物的被害と人的被害について、具体的な補償内容、その準拠法令と該当条項は何か。補償金額はだれが請け負うのか。また、過去の補償事例の金額とその算出根拠の説明を求める。
- ⑧ 米軍は種子島を滞在場所や飛行通過エリアとして利用できるか。できるのであれば、その準拠法令と該当条項は何か。
- ⑨ 米軍はFCLP以外でも馬毛島を利用できるのか。できるのであれば、その準拠法令と該当条項は何か。
- ⑩ 昨年12月説明では、FCLP訓練候補地であったが、正式な移転先として位置付けられたのはいつ、誰が決めたか。
- ⑪ 米軍による馬毛島基地の利活用について、現時点の決定だけでなく、現在検討中もしくは将来検討する可能性など、米軍内で議論されていることを明らかにせよ。
- ⑫ 米国でのFCLP訓練地設置のための条件、運用規定を示せ。
- ⑬ 資料に示されている米軍の利用回数や期間、米軍関係者の滞在等について、防衛省は地元で確約できるのか。

< 5. 全体的な質問 >

- ① 馬毛島は火山活動が無いとしているが、津波に関してどのように想定しているのか。
- ② 環境アセスメントの調査内容や方法、期間は。また、騒音を正確に見積もる調査方法とは。
- ③ 海上ボーリング調査終了前に環境アセスメントを実施するのか。
- ④ 環境アセスメントについて、地域住民の生活への影響が及ぶ可能性があり、住民がアセスメント調査に参加することがあるか。
- ⑤ 環境アセスメントの結果を公表する予定か。
- ⑥ 現時点で航空機の常時配備を想定されていないが、常時配備となった場合は、当初アセスメント結果のみに基づき、計画にない配備を行う可能性があるか。

- ⑦ 馬毛島は、自然生態系的には、ウミガメを含む回遊魚類、渡り鳥、渡り蝶などの休憩地であるが、これらについての環境アセスメントが行われるか。また施設設置後に学術専門家が定期的に調査を行うことが可能であるか。
- ⑧ 馬毛島基地（仮）は、日米地位協定第三条 1 項条文に記載される施設に該当するのか。該当する場合、その理由と準拠法令および該当条項の明示を、該当しないのであれば、その理由と根拠法令および該当条項の説明を求める。
- ⑨ 馬毛島基地は自衛隊訓練場（基地）なのか、米軍の基地なのか。
- ⑩ 自衛隊基地で、米軍が事故を起こした場合、処理等はどちらがするのか。
- ⑪ 馬毛島基地はすべての経費を防衛省が財政負担するのか。
- ⑫ 市長の「同意できない」表明が明らかでも、計画を進めるのか。
- ⑬ 何をもって地元の理解を得たと判断するのか。
- ⑭ 地元同意が得られない場合でも強引に進めるのか。
- ⑮ 完成後の基地における島民の雇用があるか。
- ⑯ 「平成 24 年分は保存期間外のため記録なし」等について、厚木基地では住民からの騒音訴訟が続いており、長い期間多くの住民が訴えてきたことに対し、当事者意識が無いと受け止める。住民からの苦情をどのように受け止めているのか。
- ⑰ 市有地及び私有地の買収に合意しなければ、強制的な買収を行うのか。今後これらの土地への自由な通行は可能か。また、市指定の自然遺産や文化遺産について、防衛省には法的順守はないのか。
- ⑱ 今後、西之表市史編纂に関する調査の立ち入り制限を緩和する予定は。
- ⑲ 騒音及び電波障害など、想定される環境問題について、住民へは「可能な限り、種子島や屋久島の上空を飛行しない経路を」との説明は、法的に防衛省が責任をもって守るということか。
- ⑳ すでに海上タクシーが頻繁に使用されているが、運航手配のための契約者はどれか。また、年間経費はいくらか。海上タクシー手配が、防衛省計画に賛成している漁師に限定されていると聞くが、どのような立場なのか。
- ㉑ 当初地元への説明に比べ、馬毛島基地（仮）の利用計画が拡大しているのはなぜか。
- ㉒ 元地権者への買収手続きはすでに完了したのか。また葉山港付近の入会地訴訟が継続しているが、この場所も防衛省が買収を計画しているのか。
- ㉓ 多額の抵当権が設置されていた土地の買収、また、破格の買収価格、さらに違法開発等が明白だった地権者から、国が買収する根拠はなにか。
- ㉔ 住民説明会の対象として、種子島、屋久島、南大隅町だけに限定しているのはなぜか。
- ㉕ 西之表市内において実施された防衛省による説明会の回数や参加人数は。